

認定医申請・更新に関わる申し合わせ事項

平成 21 年 10 月 8 日制定	平成 23 年 8 月 30 日改定	平成 24 年 8 月 28 日改定	平成 25 年 2 月 10 日改定	平成 25 年 8 月 28 日改定
平成 21 年 10 月 8 日施行	平成 23 年 8 月 30 日施行	平成 24 年 8 月 28 日施行	平成 25 年 2 月 10 日施行	平成 25 年 8 月 28 日施行
平成 26 年 5 月 14 日改定	平成 26 年 8 月 27 日改定	平成 27 年 10 月 30 日改定	平成 28 年 5 月 1 日改定	平成 28 年 8 月 22 日改定
平成 26 年 5 月 14 日施行	平成 26 年 8 月 27 日施行	平成 27 年 10 月 30 日施行	平成 28 年 5 月 1 日施行	平成 28 年 8 月 22 日施行
平成 29 年 1 月 21 日改定	平成 29 年 5 月 7 日改定	平成 30 年 5 月 6 日改定	平成 30 年 8 月 19 日改定	平成 31 年 1 月 14 日改定
平成 29 年 1 月 21 日施行	平成 29 年 5 月 7 日施行	平成 30 年 5 月 6 日施行	平成 30 年 8 月 19 日施行	平成 31 年 1 月 14 日施行
令和元年 7 月 11 日改定	令和元年 8 月 18 日改定	令和元年 10 月 25 日改定	令和 2 年 10 月 9 日改定	令和 2 年 12 月 2 日改定
令和元年 7 月 11 日施行	令和元年 8 月 18 日施行	令和元年 10 月 25 日施行	令和 2 年 10 月 9 日施行	令和 2 年 12 月 2 日施行
令和 4 年 5 月 12 日改定	令和 4 年 8 月 18 日改定	令和 5 年 1 月 26 日改定	令和 5 年 8 月 18 日改定	令和 5 年 10 月 6 日改定
令和 4 年 5 月 12 日施行	令和 4 年 8 月 18 日施行	令和 5 年 1 月 26 日施行	令和 5 年 8 月 18 日施行	令和 5 年 10 月 6 日施行
令和 6 年 1 月 8 日改定	令和 7 年 5 月 11 日改定	令和 7 年 10 月 10 日改定	令和 8 年 1 月 12 日改定	令和 8 年 5 月 24 日改定
令和 6 年 1 月 8 日施行	令和 7 年 5 月 11 日施行	令和 7 年 10 月 10 日施行	令和 8 年 1 月 12 日施行	令和 8 年 5 月 24 日施行
令和 8 年 8 月 11 日改定				
令和 8 年 8 月 11 日施行				

認定医申請・更新について

認定医申請書類一式

1. 認定医試験申請書類

1-1) 認定申請書

1-2) 履歴書

1-3) 研修証明書

1-4) 歯科麻酔認定医申請許可書

1-5) 研修カリキュラム履修細目

1-6) 症例数一覧表およびその麻酔記録

全身麻酔症例と静脈内鎮静法に関する症例一覧表および症例一覧表に対応する麻酔記録の提出が必要となる。

歯科医師の医科麻酔科研修のガイドラインが改定となった 2009 年 4 月 1 日以降の医科麻酔症例を申請する場合は、ガイドラインに沿った医科麻酔科研修を行っていることを証明する書類が必要となる。

1-7) 歯科麻酔に関する業績目録 (論文用)

(日本歯科麻酔学会雑誌、Anesthesia Progress、または Journal of Dental Anesthesia and Pain Medicine への掲載論文のうち一編の別刷等一部を添付する(複写可))

歯科麻酔に関する業績目録 (学会発表用)

1-8) 歯科医師または医師免許証 (複写)

なお認定申請料 (別に定める) を添えて提出する。

1-9) AHA-BLS プロバイダーコースもしくは AHA-HeartCode®BLS コース eCard (コース修了証) (複写)

申請する年の5年前の6月1日から申請する年の5月31日までに受講しているものが有効となる。AHA 認定 BLS コースの eCard (コース修了証) を A4 サイズの用紙にコピーし提出する。また、上記の期間内に発行された AHA- ACLS コースの eCard (コース修了証) または AHA- BLS インストラクターカード (複写) により、上記 eCard (コース修了証) (複写) に代えることができる。

2. 日本歯科麻酔学会認定医制度規則第8章第16条、特別規程に該当するものは、下記の書類を提出するものとする。

上記1. のうち、1)、2)、7)、8) および日本麻酔科学会麻酔科専門医認定証 (医師のみ)。

*** 申請書類作成上の注意事項**

*** 1. 認定申請書について**

- 1) 申請書には正会員として本学会に入会した年月日の記入が必要であるので、入会年月日不詳の場合は、事務局まで問い合わせる。
- 2) 認定医制度規則第4条4の「2年以上引き続いて」とは申請期日までに正会員として2年以上継続していることを意味する。

*** 2. 履歴書について**

- 1) 学歴・職歴・研修歴をひとつにまとめ、年順に記載すること。ここでの研修歴は研修証明書に対応している必要がある。また、研修証明書で証明されない期間のものも、履歴上の空白期間が生じないように記載すること。
- 2) 医科麻酔科研修を行っている場合は、当該研修の期間・施設名についても記載すること。

*** 3. 研修証明書について**

- 1) 認定医制度施行細則第2条における「適当と認めた施設」とは本学会の認定する歯科麻酔学指導施設、研修施設、準研修施設、準連携施設のことである。
- 2) 同第4条における指導者は、研修施設の長ではなく、直接麻酔の理論と技術の指導者を意味する。
- 3) 研修証明書には、研修を行ったそれぞれの施設における症例についての証明が必要である。
- 4) 複数の施設で研修を行った場合、その施設の数だけ、研修証明書が必要となる。
- 5) 研修証明書は、申請を希望する試験の実施年度に発行されたものが有効となる。
- 6) 研修証明書で証明される期間は、2年以上必要である。但し、複数の施設で研修を行っている場合、重複する期間があっても研修歴は加算されない。
- 7) 医科麻酔科研修の研修証明書には、当該施設での研修が、医科診療科が担当した手術の麻酔、もしくは歯科・口腔外科が担当した手術の麻酔に限ったものなど、指導者が研修内容について記載する必要がある。

＊ 4．歯科麻酔認定医申請許可書について

- 1) 歯科麻酔認定医申請許可書には、本学会が認めた歯科麻酔学指導施設の所属長である歯科麻酔指導医の証明が必要である。
- 2) 証明書は、申請を希望する試験の実施年度に発行されたものが有効となる。
- 3) チェック項目には必ずチェックを入れる必要がある。但し、医科麻酔科研修に関するチェック項目については、医科麻酔科研修を行っていない場合は不要となる。なお、このチェック項目は、歯科麻酔学指導施設のみならず、認定医申請のために提出された全ての施設での研修が該当する。

＊ 5．研修カリキュラム履修細目について

- 1) 認定医制度施行細則第7条2における「100例以上の歯科領域・・・」の中には歯科治療の全身麻酔が皆無であってはならない。
- 2) 全体としてかたよらない麻酔経験があること。
- 3) 「c. 医科診療科での麻酔（歯科領域の麻酔）」とは、耳鼻咽喉科、形成外科等の医科診療科で行われる歯科領域手術に関わる麻酔症例とする。

＊ 6．症例数一覧表およびその麻酔記録について

申請症例は学会正会員として登録された以後の症例に限る。認定医制度施行細則第6条1における「全身麻酔症例200例」については同一症例を重複して申請することはできない。（各施設では申請症例のリストを保管すること。経験症例とは、導入から覚醒にいたるまで自己の責任において麻酔を行った症例のみに限る。同一時間内に重複する症例は認めない。）症例数一覧表には、全身麻酔症例、歯科および口腔外科の静脈内鎮静法を記入する。

- 1) 番号は、症例期日にしたがって、通し番号とする。
- 2) 歯科領域の症例については、必ず○を記入すること。
- 3) 年月日は、麻酔施行年月日とする。
- 4) 性別は、男女いずれかを記入する。
- 5) 2歳以上は年齢のみで可とする。
- 6) 手術名は、略さないで日本語で記入する。

(例えば)

$\frac{1}{1} \mid \frac{24}{}$ Ext→ 拔牙（歯式不要）

$\frac{1}{32} \mid \frac{12}{}$ CRF、根治→ 保存治療（歯式不要）
r-POWZ→ 右上顎洞根治術

骨折→下顎骨骨折 などのように部位も書く。

- 7) 挿管の有無、挿管方法は、経口、経鼻、気管切開、声門上器具、その他のいずれかを記入する。
- 8) 麻酔薬は、亜酸化窒素・セボフルラン、プロポフォール・ロクロニウム・レミフェンタニルなどと日本語で記入すること。英語表記ならびに英語での省略表記は認めない。

また、麻酔薬は一般名で記入するものとし、商品名での記入は認めない。

9) 麻酔時間は、○時間○分と記入する。

10) 研修施設名は、「施設区分」に歯科麻酔学指導施設、研修施設、準研修施設、準連携施設、麻酔科認定病院のいずれかを記入し（日本麻酔科学会の麻酔科認定病院であっても本学会の研修施設として認定されている場合は、研修施設として記入する）、「施設名」に〇〇大学 〇〇学部病院歯科麻酔科／麻酔科、〇〇病院歯科麻酔科／麻酔科と記入し、「手術担当診療科名」に歯科口腔外科、障害者歯科（医科麻酔科研修の症例を提出する場合は、医科の診療科名）を記入する。（但し、本学会が認める研修施設であることが必要）

「指導者名」の欄は準研修施設での症例を申請する場合に、麻酔記録に記載のある指導者名を記入する。

11) 備考欄には、合併症、緊急手術など、出来る限り特記事項を記入する。

特に特記事項の無い症例については、「特記事項無し」と記入し、空欄が生じないようにする。

12) 症例数一覧表への記載については、学会ホームページよりダウンロードすること。

13) 準研修施設または準連携施設の症例を申請症例として提出する場合は、全身麻酔症例と静脈内鎮静法症例あわせて100症例までが認められる。

* 7. 歯科麻酔に関する業績目録について

1) 論文発表と学会発表とに分けて記載する。

2) 論文発表は、日本歯科麻酔学会雑誌、Anesthesia Progress、または Journal of Dental Anesthesia and Pain Medicine とその他の雑誌とに分けて記載する。なお、日本歯科麻酔学会雑誌、Anesthesia Progress、または Journal of Dental Anesthesia and Pain Medicine への掲載論文のうち、一編の別刷を添付すること。日本歯科麻酔学会雑誌、Anesthesia Progress、または Journal of Dental Anesthesia and Pain Medicine についてはアクセプトされ、掲載予定 (in press) の論文についても業績として認める。但し、in press の場合は、必ず掲載を証明する書類（掲載証明書もしくは、それと同等の文書）および当該論文データを印刷したものを添付する。また、投稿中の論文は認められない。

3) 共著の場合には、申請者を含むすべての共著者名を記載する。

4) 学会発表も、日本歯科麻酔学会学術集会での発表とその他の学会での発表とに分けて記載する。

5) Anesthesia Progress は、機関誌化した2015年1号(62巻1号)に掲載されたものから業績として有効となる。

6) Journal of Dental Anesthesia and Pain Medicine は、機関誌化した2025年8月3日以降に掲載予定 (in press) になったものから業績として有効となる。

* 8. 麻酔記録の提出

症例一覧表に記載した症例については、全ての症例の麻酔記録を電子データ (PDF 形式) で提出すること。但し、電子データは患者個人を識別できる情報を取り除いた「匿名加工情報」にすること。また、「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン」により、麻酔の責任担当者は、研修指導者であり、麻酔記録上の筆頭者となることが定められているため、研修先施設の都合

上、研修歯科医師が筆頭者となるような場合は、研修指導者による理由書もあわせて提出すること。

＊ 9．認定医の更新期限の延長について

病気、介護、出産・育児等で取得単位が、資格更新基準を満たせない場合は、更新期限延長を申請できる。

その際、認定医更新延長申請願の他に診断書等その根拠となる書類の写しを提出する必要がある。

- 1) 海外留学：日本での所属施設長（歯科麻酔学指導施設所属の場合は歯科麻酔指導医）の証明書または留学先責任者の証明書。
- 2) 病気・介護：医師の診断書。
- 3) 出産・育児：出産証明書、診断書、母子健康手帳のいずれか1つ。
- 4) その他：認定医審査委員会が適当と認めた理由書。